

令和2年2月20日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

頁

第 76 号議案 令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 2 号） 1

第76号議案

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,961,434,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,258,338	461,288	164,719,626
	2 国庫補助金	49,300,712	461,288	49,762,000
13 繰越金		930,733	193,080	1,123,813
	1 繰越金	930,733	193,080	1,123,813
15 県債		209,837,000	12,000	209,849,000
	1 県債	209,837,000	12,000	209,849,000
歳入合計		1,960,768,275	666,368	1,961,434,643

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		380,728,403	473,838	381,202,241
	1 社会福祉費	271,577,325	473,838	272,051,163
4 衛生費		66,038,323	132,530	66,170,853
	1 公衆衛生費	29,567,121	132,530	29,699,651
7 商工費		21,801,311	60,000	21,861,311
	1 商工業費	21,434,361	60,000	21,494,361
歳出合計		1,960,768,275	666,368	1,961,434,643

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
<p>緊急借換資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額</p>

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から令和17年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控	令和2年度から令和20年度まで	補正前に同じ。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額		
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から令和17年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用	令和2年度から令和20年度まで	補正前に同じ。

		保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額		
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和17年度まで	2,746,332	令和3年度から 令和17年度まで	3,738,332

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,048,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,060,000		(補正前に同じ。)	

令和2年3月23日提出

埼玉県知事 大野 元 裕